

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 2月20日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：12件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	移動式炉内計装系の手動走行試験において、検出器走行用案内管（24-25）と同案内管（24-33）が誤接続されていることが認められたため、当該案内管を正規に接続	B	
2	2号機	移動式炉内計装系火薬式隔離弁の作動性能試験（工場試験）において、動作後の絶縁抵抗測定値に管理値外れが認められたため、対応検討	D	
3	3号機	残留熱除去海水系ポンプ予備品の浸透探傷検査において、同ポンプ予備品（D）の羽根車に指示模様（1箇所）が認められたため、当該部を修理	D	
4	3号機	残留熱除去海水系ポンプ予備品の浸透探傷検査において、同ポンプ予備品（B、D）のシャフト径変化付近に指示模様（各1箇所）が認められたため、当該部を修理	D	
5	3号機	第一給水加熱器（B）用ドレンレベル調整弁のグランド部より水のリーク（1滴／5秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	5号機	電源開閉器内の所内ボイラ建屋油ドレンサンプポンプ用銘板の記載と電源一覧表に記載の同ポンプ名称に誤記が認められたため、誤記を訂正	D	
7	6号機	保安規定の変更申請書類に添付した「6号炉高経年化技術評価書」において、機器種別に対応した耐震クラス区分毎の評価値に記載誤りが認められたため、対応検討	A	
8	6号機	気体廃棄物処理系排ガス循環水ポンプ（B）のグランドリーク排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
9	6号機	中性子計測系局部出力領域モニタ（16-17C）に一過性の指示値変動が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
10	集中環境施設	高温焼却炉建屋換気空調系外気処理装置内給気加熱コイル出口凝縮水戻り配管（B）に上記のリーク（微小）が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
11	集中環境施設	使用済チャンネルボックス減容装置の点検において、切断用溶断トーチ用冷却水の流量スイッチに動作不良が認められたため、当該流量スイッチを交換	D	
12	その他	放射線測定器定期点検において、シンチレーションサーベイメータ（1台）に計器精度外れが認められたため、当該サーベイメータを点検・校正	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで